

NO	カテゴリー	質問内容	回答内容
1	補助対象者	持株会社は対象となるか。	対象になります。ただし、50%超の議決権を有する子会社は同一法人とみなします。
2	補助対象者	昨年まで法人だったが、今年から個人事業主となった場合、対象となるか。	法人から個人事業主になったことを示す公的書類がないため対象外となります。ただし、2020年12月31日までに個人事業主になった場合は、新規開業の特例として申請が可能です。詳細は 公募要領 をご確認ください。
3	補助対象者	「みなし法人」は、本事業の対象か。	みなし法人（人格なき社団）とは法人として登記されていないが、事実上法人として機能している団体であり、サークルや学会などが該当します。本事業においては補助対象者に含まれていないため、対象外となります。詳細は 公募要領 を参照してください。
4	補助対象者	みなし大企業は、中堅企業として申請することが可能か。	みなし大企業は中堅企業として申請することはできません。
5	補助対象者	自治体等の公的機関は「大企業」とみなされるか。	本事業では、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなします。したがって、「みなし大企業」要件におきましても、同様の適用となります。ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって「みなし大企業」の規定は適用されません。 ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社 ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
6	補助対象者	海外企業の日本支店は申請できるか。	申請不可です。日本国内に本社があることが申請の要件となっています。
7	補助対象者	子会社が業態転換する際、親会社が申請できるか。	子会社が申請者になります。 (連結決算をしている場合には、親会社が応募申請して主たる事業実施場所を子会社とすることも可能ですが、その場合は親会社が付加価値額を増加する必要があることに加え、補助事業に係る財産管理等も含め、すべての責任を負っていただく必要があります。)
8	補助対象者	公募要領に「50%超の議決権を有する子会社は同一法人とみなす」という記載があるが、例えば、 A社：株主構成 α氏（個人） 100% B社：株主構成 A社40%、α氏（個人）20% の場合、B社はA社の同一法人とみなされ、A社とB社がそれぞれ申請することはできないのか。	※6月22日に内容を改訂 α氏は、A社の50%超の議決権を有するため、同一法人とみなします。ただし、個人と法人は別個の人格であり、A社は、B社の50%超の議決権を有しないため、A社とB社はそれぞれ申請することが可能です。 また、親会社が議決権の50%超を有する子会社が複数存在する場合、親会社と複数の子会社は全て同一法人とみなし、このうち1社のみでの申請しか認められません。

NO	カテゴリー	質問内容	回答内容
9	補助対象者	<p>公募要領に「50%超の議決権を有する子会社は同一法人とみなす」という記載があるが、例えば、 A社：親会社（第1回公募採択） B社：A社の100%子会社（未申請） の場合、B社は第2回公募以降申請することが可能か。</p>	<p>採択事業者は再度申請することができないため、本事業で同一法人とみなされるB社は、第2回公募以降のいずれの公募回でも申請することができません。 B社から第2回公募以降の公募回に申請された場合は、要件不備として不採択となります。 ただし、A社から「採択辞退届」が提出され、事務局によって承認されている場合（＝第1回公募のA社の採択が取り消されている場合）に限り、B社は申請することが可能です。</p>
10	補助対象者	<p>事業再構築によって新たに取り組む事業に農業が含まれていても良いか。</p>	<p>事業再構築として、農業関連事業に取り組む場合は、農作物の加工や農作物を用いた料理の提供など、2次又は3次産業分野の事業である必要があります。 ※農業を行う事業者が単に別の作物を作る場合や、上記のような2次又は3次産業に取り組む場合であっても、加工や料理提供の材料である農作物の生産自体は対象外となります。</p>
11	補助対象者	<p>対象業種の中に宿泊業は含まれるのか。</p>	<p>宿泊業も対象となり得ます。補助対象者の詳細は、公募要領を参照してください。</p>
12	補助対象者	<p>補助対象の【「中小企業者等」に含まれる「中小企業者」以外の法人】のうち、法人税法別表第二に該当する法人とは、具体的にどのような法人が含まれるのか。</p>	<p>法人税法別表第二に規定される法人であって、法人税法施行令第5条で規定される収益事業を行っている場合に限り支援対象となり、収益事業の範囲内で事業再構築の取組を行うことが必要です。 例えば、医療法人の場合、原則として収益事業を行うことが認められていないことから、医療法第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定される社会医療法人のみが支援対象となります。</p>